

施設の総量及びサービスの適正化を実現するための取組

- 課題等を解決しながら、今後も継続して使用する施設 → 長寿命化のための対策など（大規模修繕、建替え等）
- 課題の解決に向けた有効な対策がなく、今後の利活用の見込みがない施設 → 計画的な供用廃止（譲渡、除却処分等）

を推進する  
ほか、

- 施設機能を組み合わせた集約・複合化の推進
- PPP/PFI（公民連携）のさらなる推進による民間活力の導入
- 民間への事業の移譲など、「民間でできるものは民間へ」の推進
- 市町村との協働による施設の共同設置や共同管理などの可能性を検討

施設の存廃による県民生活への影響が少ない施設  
（第1グループ：139施設）

－第1グループに共通する「基本となる目標」－  
積極的に総量の適正化（廃止）を図り、存続施設は必要最小限にするとともに、機能維持のための修繕（原状回復等）による管理を原則とする。  
～今後20年間の第1グループ139施設の基本的な方針～  
・存続 79施設（延面積 約 9万㎡）  
・廃止 60施設（延面積 約11万㎡）  
【施設総量は延面積ベースで55%削減（20万㎡→9万㎡）】

◎ 職員公舎（一定規模未満）：102施設

【存続 60施設、廃止 42施設】  
・立地状況等を踏まえ、存続の必要性がないと認められる施設については、必要最小限の修繕等を実施するが、原則として建替えは実施せず、将来的に廃止とする。

◎ 福利厚生施設：2施設

【存続 2施設】  
・必要最小限の修繕等を実施するが、建替えは実施せず、将来的に廃止とする。なお、廃止時において、民間施設等を活用したサービス機能の代替を検討する。

◎ 附帯的な管理施設：18施設

【存続 16施設、廃止 2施設】  
・立地状況等を踏まえ、建替え時などに集約化等の検討を行い、必要最小限の存続にとどめる。  
・併せて、市町村等との共同設置や民間施設の活用の可能性なども含め柔軟に検討する。

◎ 既にサービスを廃止した施設：15施設

【廃止 15施設】  
・基本的に民間等への譲渡など有効利用を図るが、今後の利活用が見込めない施設については、計画的に除却処分を実施する。

◎ その他施設：2施設

【存続 1施設、廃止 1施設】

施設の存廃による県民生活への影響が認められる施設  
（第2グループ：281施設）

－第2グループに共通する「基本となる目標」－  
施設機能に着目しつつ、県内の社会情勢の変化と県民ニーズを踏まえ、施設の集約・複合化や公民連携の推進などを通して総量とサービスの適正化を図るとともに、存続施設は、大規模修繕などにより、予防保全型（未然に劣化・損傷等を防止）の管理を基本とする長寿命化対策を実施する。

◎ 行政施設：72施設

・庁舎等については、オフィススタンダードの推進により、空きスペース等を確保しながら、施設の集約・複合化を検討する。  
・著しく老朽化した施設などは廃止のうえ、民間施設等の借上などにより執務スペースを確保する。

◎ 観光・レク・スポーツ施設：35施設

・民間サービスへの代替性が高い施設は、民間等への譲渡を進めるとし、譲渡できない場合にあっては建替えを実施しない。  
・県内での代替性がない施設については、利用状況等を踏まえ、長寿命化を含めた戦略的な対策を実施する。

◎ 産業系施設：26施設

・技術指導や相談機能の充実、異業種間の連携などによる県内産業の基盤強化に向けて施設を再配置するなど、集約・複合化を検討する。  
・また、効率的な管理を前提とした最適な施設構成を実現するため、老朽化した附帯的な施設を中心に集約・複合化を検討する。

◎ 学校等教育施設：76施設

・高等学校については、総合整備計画に基づき、統合整備等を推進する。  
・統合整備等により生じた余剰施設は、県民ニーズを捉えつつ転用を図るなど、地元と連携しながら利活用を推進する。  
・教育機関については、類似した機能を持つ施設の集約・複合化などを検討する。

◎ 公園施設（都市公園を除く）：11施設

・代替施設がないため、原則、長寿命化を実施するが、老朽度や利用需要、地元の意向などの状況に応じて、民間等への譲渡を検討する。



〈秋田県庁舎〉  
昭和34年建築、RC造6階建



〈県立体育館〉  
昭和43年建築、RC造3階建



〈産業技術センター本館〉  
昭和57年建築、RC造2階建



〈能代工業高等学校 校舎〉  
昭和43年建築、RC造4階建



〈環境と文化のむら〉  
（自然ふれあいセンター）  
平成7年建築、W造2階建

◎ 保健・福祉施設：19施設

・民間サービスへの代替性の高い施設を中心に、民間等への譲渡を実施するが、原則、これまでと同様の事業を継続する。  
・特に民間等とサービスが競合すると認められる施設については、民間等への譲渡を基本とするが、譲渡できない場合にあっては建替えを実施しない。  
・公益性の高いサービスを提供する施設は存続とし、民間等への譲渡を実施しない。



〈南部老人福祉総合エリア〉  
昭和63年建築、RC造2階建

◎ 県営住宅：25施設

・原則、長寿命化を図っていくが、耐用年数の経過後は、老朽度や需要等を踏まえ、建替えや用途廃止などを検討する。  
・市町村営住宅を含めた管理運営の課題について、県と市町村が協働しながら検討する。



〈県営獅子ヶ森住宅〉  
昭和58年建築、RC造3階建

◎ 職員公舎（一定規模を超える施設）：2施設

・入居需要や所在地域の活性化などを勘案しながら、適切な施設規模を設定のうえ存続とするが、更新時は、老朽度などに応じて、長寿命化の適否を適切に判断のうえ対策を講じる。  
・また、施設の建設や維持管理等に民間の資金、経営能力等を活用するなど、PFI事業の導入の可能性を検討する。



〈職員公舎（矢留）〉  
昭和45年建築、RC造4階建

◎ その他施設：15施設

・旧議員会館については、既にサービスを廃止しているが、ハード面において一定の健全性を保持し、今後の利活用が見込めることから、他の施設に先行して個別施設計画を策定する。  
・利活用策については、警察本部が、機動捜査隊の移転など犯罪捜査基盤の集約化による初動捜査体制の強化を図るため、旧議員会館を行政組織（警察）に用途を転用する。



〈旧議員会館〉  
昭和55年建築、RC造3階建